

議 事 録

会 議 名	令和3年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年12月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 相続税納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第11回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、1番と2番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号36号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は車両置場で、ガソリンスタンドとレンタカーを営む事業者が、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人との間で賃借の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて地区担当の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：この案件につきましては、事務局が説明したとおりで、住宅が何軒かある南側で、申請地の南側も資材置場になっています。農地以外の土地に囲まれた畑ですので他の農地への影響はありません。農地転用することはやむを得ないと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号36号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号37号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区の農用区域の合計3筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、軽トラック、耕運機等を所有しています。

会 長: 続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番: 12月15日に事務局職員と現地調査を行いました。借り手の方は当該申請地で現在たまねぎ、白菜、キャベツ、ブロッコリー等を生産中であり問題ないと思われま。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号38号を朗読)

(説明) 当該地は田端地区の農業振興地域内農地の合計2筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、トラクター、管理機等を所有しています。

会 長: 続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番: 本案件につきましては、借り手の高橋氏は以前から耕作しており、現地につきましては、無断転用地でしたが赤土を50cm盛って農地に是正する過程でも立ち会っており、畑として利用することは問題ないと思います。よろしくをお願いします。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号39号～40号を上程いたします。事務局より議案の朗

読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号39号～40号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区農用地区域内農地1筆と一之宮地区農用地区域内農地1筆と、普通調整区域2筆で現況については田です。期間については3年間で借り手は、コンバイン、トラクター、田植機等を所有しています。

会長：続いて、地区担当農業委員である2番と4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。2番からお願いします。

2番：12月21日に事務局職員と現地調査を行いました。借り手は本年も稲作の実績があり、私もよく見る場所でございますので問題ないと思われま

す。

会長：では4番をお願いします。

4番：12月13日事務局職員と現地を確認してまいりました。しっかりと管理されておりました。私としては大丈夫だと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7番：借り手に農地の周囲の水路の草刈りの指導をしてもらえませんか。水路に草があると用水の水が流れなくなりますので下流の田に影響が出てしま

います。

会長：事務局から伝えてください。よろしくをお願いします。

他にございますか。

よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号から40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号39号～40号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案第41号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号41号を朗読）

（説明）当案件につきましては、地区担当農業委員の6番と事務局職員で4筆の現地調査をいたしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

会長：続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：先日現地を見て参りました。申請人は、施設で野菜の苗物を大々的に作っている方で、現在も営業しておりますので問題ないと思われま

す。また、申請人には後継ぎもいます。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号41号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。

	<p>次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号114号から119号の6件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号120号の1件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 三留 清一

本議事録は、令和4年1月25日、承認・署名を得て確定しました。